

白岡市税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、一部の規定について、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、条例改正を行ったものである。

2 改正の概要

(1) 第46条、第48条、第50条、第98条、第101条関係

法改正に伴い様式を改正するもの

(2) 附則第8条関係

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和9年度分まで延長するもの

(3) 附則第10条関係

中小事業者等が導入した先端設備等に対する固定資産税の課税標準の特例の廃止により改正するもの

(4) 附則第10条の2関係

ア 第27項関係

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定によるマンションのうち、大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額の割合について、地方税法で定める割合を参酌し、3分の1とするもの

また、中小事業者等が導入した先端設備等に対する固定資産税の課税標準の特例を廃止するもの

イ その他

法改正に伴う引用条文の項番号の繰り上がりにより改正するもの

(5) 附則第10条の3関係

大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置を受けようとする者の申告について規定するもの

また、施行規則の改正に伴う引用条文の繰り下がりにより改正するもの

(6) 附則第15条の2、附則第15条の6関係

令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の三輪以上の乗用軽自動車に係る環境性能割の非課税措置及び税率特例措置の廃止に伴い改正するもの

(7) 附則第16条関係

軽自動車税の種別割グリーン化特例について、特例の期限を3年間（25%軽減については2年間）延長するもの

また、一部の特例廃止に伴う引用条文の繰り上がりにより改正するもの

(8) 附則第16条の2関係

前条の改正に伴い改正するもの

(9) 附則第17条の2関係

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の市民税の軽減を令和8年度まで延長するもの

3 施行期日及び経過措置等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

固定資産税及び軽自動車税に係る経過措置を設け、改正後の条例の適用関係を明確にした。